

熊本県アライグマ防除実施計画

令和6年4月
(令和8年1月改訂版)

熊本県

目次

1	目的	1
2	特定外来生物の種類	1
3	防除を行う区域	1
4	防除を行う期間	1
5	本県の現状	2
	(1) アライグマ分布図	2
	(2) アライグマの確認頭数	3
6	防除の目標	3
7	防除の方法	3
	(1) 実施体制	3
	(2) 捕獲の方法	4
	(3) 捕獲の際の留意点	5
	(4) 捕獲後の対応	5
	(5) 捕獲個体の譲受けと飼養	6
	(6) 傷病獣等個体の取扱い	6
	(7) モニタリング	6
8	合意形成等	6
	(1) 関係者との調整及び合意形成	6
	(2) 熊本県アライグマ対策連絡協議会の設置等	6
9	普及啓発	6
	資料一覧	7

1 目的

アライグマ及びカニクイアライグマ（以下「アライグマ」という。）は、本来我が国に生息していなかったが、ペット等として輸入された飼育個体の放逐・逸出により国内各地で野生化している。平成17年には、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）が施行され、アライグマは特定外来生物に指定された。

県内では、平成22年度より目撃情報、捕獲数が増加の傾向にあり、今後、アライグマの侵入・定着による被害の発生が懸念されている。

本計画は、熊本県内におけるアライグマの防除目標とその他必要な事項を定めることにより、県、市町村、地域住民、関係団体等が連携して防除実施体制を構築し、より計画的、効果的及び継続的な防除を実施するものとする。

なお、本計画は、市町村が独自に防除実施計画（以下「市町村防除実施計画」という。）を策定し、国の確認を受けることを妨げるものではない。

2 特定外来生物の種類

アライグマ（学名：*Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名：*Procyon cancrivorus*）

3 防除を行う区域

県内全域

※防除の一部を行う市町村名（37市町村）

別紙1のとおり

4 防除を行う期間

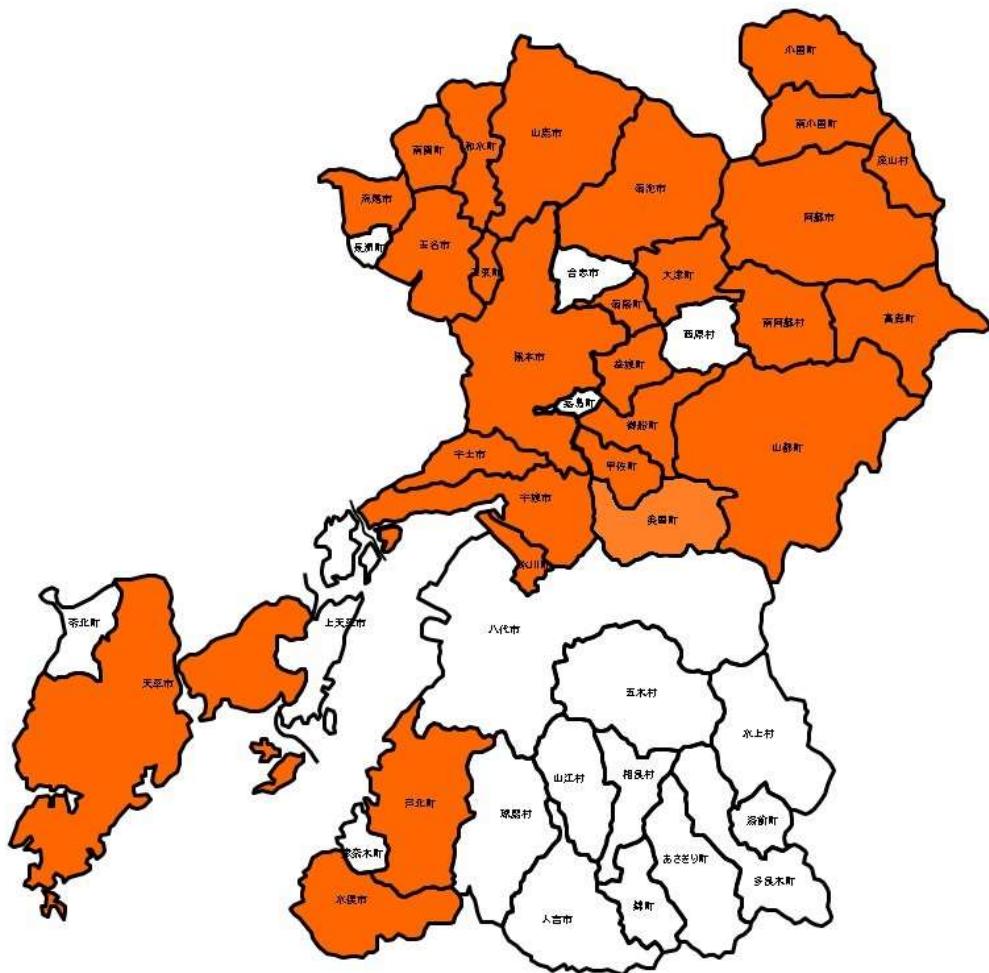
令和6年5月1日から令和12年3月31日まで

ただし、アライグマの生息状況等の大きな変動、新たな科学的知見があった場合等は、必要に応じ計画の内容や計画期間等を見直すものとする。

5 本県の現状

平成22年に熊本市城南町において、県内で初めて確認（写真撮影）され、その後、県内の28市町村（令和7年2月現在）において写真撮影や捕獲及び死骸の発見がなされるなど生息が確認されており、県内における定着及び生息域が拡大している。

（1）アライグマ分布状図（令和7年2月1日現在）



(2) アライグマの確認頭数（令和7年9月30日現在）

区分		H22 ～H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	小計	合計
熊本市	写真	11	21	41	27	85	74	174	5	438	504
	捕獲	1	1	4	6	8	11	28	4	63	
	死亡個体	1						2		3	
宇城地域	写真	3			5	9				17	23
	捕獲	1		1				2		4	
	死亡個体	1					1			2	
上益城地域	写真	3		1						4	6
	捕獲									0	
	死亡個体	1		1						2	
玉名地域	写真	19	11		25	36	1	2		94	154
	捕獲	13	4	4	3		8	12	10	54	
	死亡個体	2			1	1	1	1		6	
鹿本地域	写真	1	4				1			6	49
	捕獲	7		6	6		3	12	6	40	
	死亡個体	2				1				3	
菊池地域	写真	3		2	8		3			16	45
	捕獲	1		6	-	3	4	12		26	
	死亡個体				1	2				3	
阿蘇地域	写真	3				4		4		11	23
	捕獲	2	1			1	2	4	1	11	
	死亡個体				1					1	
八代地域	写真									0	2
	捕獲									0	
	死亡個体				2					2	
芦北地域	写真					1				1	4
	捕獲			2	-		1			3	
	死亡個体									0	
天草地域	写真									0	1
	捕獲	1								1	
	死亡個体									0	
合計	写真	43	36	44	65	135	79	180	5	587	811
	捕獲	26	6	23	15	12	29	70	21	202	
	死亡個体	7	0	1	5	4	2	3	0	22	
計		76	42	68	85	151	110	253	26	811	

6 防除の目標

防除を行う区域から完全排除することを長期的な目標とし、当面10年間の目標としては防除を行う区域における生態系への被害の低減化を図ることとする。

7 防除の方法

(1) 実施体制

防除の実施にあたっては、県及び市町村が実施主体となり、地域住民、関係団体、研究機関等の協力を得ながら、防除を実施することとする。

なお、防除を実施する際は、「外来生物法」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)。以下「鳥獣保護

管理法」という。) その他関係法令を遵守するものとする。

具体的な役割分担は次の表とおりとする。

	捕獲等	普及啓発等
県自然保護課	<ul style="list-style-type: none">・捕獲従事者研修会の開催・はこわなの購入、自動撮影カメラの購入・捕獲個体の処分（県の委託業者）・生息調査の実施	<ul style="list-style-type: none">・HP等による情報発信・各自治体・専門家等との情報交換
各地域振興局	<ul style="list-style-type: none">・市町村へのはこわな、自動撮影カメラの貸出	
市町村	<ul style="list-style-type: none">・捕獲従事者研修会の開催も可能・従事者登録・従事者証交付・管理・従事者へはこわな、自動撮影カメラの貸出・捕獲従事者が捕獲したアライグマの受け入れと処分業者への引き渡し・生息調査の実施（市町村独自でも可能）・捕獲の実施（市町村独自でも可能）・捕獲個体の処分（市町村独自でも可能）・焼却等による処分個体の処理（市町村独自でも可能）なお、上記項目について、各市町村が市町村防除計画に基づき単独で実施することを妨げない。	<ul style="list-style-type: none">・HP等による情報発信
捕獲従事者	<ul style="list-style-type: none">・捕獲の実施・市町村役場までの運搬	

（2）捕獲の方法

原則として、はこわなを使用する。

ただし、現場の状況等により、やむを得ずはこわな以外の方法を用いる場合は、適切かつ効果的な方法を用いるものとする。

捕獲の実施に際しては次のとおりとする。

ア 市町村は、捕獲等に従事する者（以下「従事者」という。）からの捕獲等届出書（資料2－1を参照）に基づき、従事者に対し、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する従事者証（資料2－2を参照）を発行する。

また、従事者数、従事者とその担当区域等をまとめ、従事者台帳（資料2－3を参照）として管理する。

イ はこわなの使用については、原則として、わな猟免許を有する者が行うこととする。

ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、わな猟免許非所持者であっても従事者とすることができる。

ウ 県や市町村は狩猟免許を有する者による研修会の開催等により、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有した従事者の養成に努めるものとする。当該研修の修了者は、イのただし書きに規定する免許非所持者の従事者とすることができることとする。

エ ウのうち県の研修会開催にあたっては、県自然保護課が従事者を養成する研修を開催する。

（3）捕獲の際の留意点

市町村及び従事者は、捕獲を実施する際、資料1の事項に留意するものとする。

（4）捕獲後の対応

アライグマが捕獲された場合、捕獲従事者は捕獲年月日、捕獲場所等を捕獲記録票（様式2－4）に記載し、捕獲場所を管轄する市町村へ報告する。

捕獲地から市町村までの個体の運搬は、市町村または従事者が実施する。

捕獲個体は、市町村からの依頼に基づき、原則として県が処分を行う。

ただし、処分方法等について県へ事前に協議のうえ、市町村主体で処分を行うこともできる。

処分方法は、動物福祉及び公衆衛生に配慮し、炭酸ガス方式等、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年7月4日総理府告示第40号）に基づく方法とする。処分個体は、原則として県または市町村が、焼却等適切に処理するものとする。

（5）捕獲個体の譲受けと飼養

捕獲個体について、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると

認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者、又は同法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲渡することができるものとする。

（6）傷病獣等個体の取扱い

アライグマが傷病鳥獣として保護又は錯誤捕獲個体として捕獲された場合は原則として放獣は行わず、上記（4）に準じて取り扱うこととする。

（7）モニタリング

アライグマの完全排除に向けては、科学的、計画的に防除を推進する必要があり、生息状況や被害情報等を把握するためモニタリングを実施し、防除の効果検証を行うとともに、その結果を計画や防除目標の見直しに適切に反映するよう努める。

しかし、本県のアライグマの防除目標個体数及びその根拠となる推定生息個体数については、必要となる情報の蓄積段階にあり、現在は算出できていない状況にある。当面は、県は、市町村等と協力して、捕獲、目撃の情報の把握に努め、情報の収集を行う。

8 合意形成等

（1）関係者との調整及び合意形成

防除にあたっては、防除を行う地域住民、土地所有者、施設管理者等との調整及び合意形成に努める。防除を行う地域の地域住民や土地所有者等、並びに河川、水路等の管理者に対しては、必要に応じ防除実施内容等に係る説明を行うものとする。

（2）熊本県アライグマ対策連絡協議会の設置等

防除の実施に際しては、学識経験者、市町村及び関係機関等からなる「熊本県アライグマ防除等連絡会議」において、必要に応じ、情報交換、意見交換を行いながら、共通認識の醸成と連携を図りながら進めるものとする。

9 普及啓発

県と市町村は、地域住民及び関係機関等に対し、アライグマの生態等の基礎知識、被害予防対策及び本県における現状と防除の必要性等について、ホームページの活用等により普及啓発に努めるものとする。

資料一覧

資料1 アライグマの捕獲等に関する留意事項

- 資料2－1 熊本県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等届出書
- －2 熊本県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証
- －3 熊本県アライグマ防除実施計画に基づく従事者台帳
- －4 熊本県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等記録
- －5 熊本県アライグマ防除実施計画に基づくわな標識
- －6 アライグマの目撃情報記録

資料 1

アライグマの捕獲等に関する留意事項

*以下、外来生物法に基づく防除としての捕獲等を主な対象とする。

ただし、特記する事項を除き、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可による捕獲等の場合もこれに準じること。

1 捕獲等に当たっては、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じることとし、万一、事故等があった場合には速やかに適切な措置を講じること。

また、現場においては、事前に関係地域住民等への周知(資料2-7 を参照)に努めること。

2 捕獲等に当たっては、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯すること。

3 はこわなを使用して捕獲する場合には、次の事項に留意すること。

(1) 使用するはこわなごとに、外来生物法に基づく防除のための捕獲である旨、実施者の住所、氏名(団体名)、電話番号、獵具の使用期間等を記載した標識(資料2-5を参照)の装着等を行うこと。

(2) 原則として、巡回点検を1日1回以上行うものとする。捕獲をした場合は、いたずらに個体の損傷や衰弱をまねかないよう速やかに回収し、長期間放置しないようにすること。

※動物福祉の観点から、捕獲をした場合は季節や天候に留意し、必要に応じシート等ではこわなを覆い、雨風や直射日光を防ぐこと。

(3) 錯誤捕獲を防止するための策を最大限に講じること。

(4) 錯誤捕獲があった場合は速やかに当該個体を放棄すること。

ただし、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を得ている鳥獣にあっては、その許可内容に沿って適切に処置すること。

(5) はこわなに餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。

4 捕獲した個体を運搬する場合は、逸出の防止及び安全のための適切な措置を講じること。

なお、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可による捕獲の場合、運搬その他飼養等は、原則禁止であるため、その許可内容に沿って速やかにかつ適切に処置すること。

※ただし、処分のための一時的な保管、又は運搬は、例外的に可能であること。

- 5 鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施すること。
- 6 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された猟法による捕獲は行わないこと。
なお、当該猟法を使用する場合は、あらかじめ同法に基づく捕獲許可を得ること。
- 7 鳥獣保護管理法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法による捕獲は行わないこと。
なお、同法に基づく捕獲許可による捕獲の場合であって、やむを得ず当該猟法を使用する場合は、あらかじめ同法に基づく指定猟法許可を得ること。
- 8 鳥獣保護管理法第35条第1項で特定猟具使用禁止区域(銃器)として指定されている区域においては、銃器による捕獲は行わないこと。
なお、やむを得ず銃器を使用する場合は、あらかじめ同法に基づく捕獲許可を得ること。
- 9 鳥獣保護管理法第36条で危険猟法として規定される猟法による捕獲は行わないこと。
なお、同法に基づく捕獲許可による捕獲の場合であって、やむを得ず当該猟法を使用する場合は、あらかじめ同法に基づく危険猟法許可を得ること。
- 10 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第38条において禁止されている行為は行わないこと。
- 11 捕獲に使用した器具等は、感染症等を防止するため、使用後、速やかに消毒等の措置を行うこと。

資料2-1

熊本県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等届出書

年 月 日

○○市町村長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日 生

電話番号

熊本県アライグマ防除実施計画に基づき、アライグマの捕獲等を行うので、次のとおり届け出ます。

番号	※			
捕獲等をしようとする期間		年 月 日 から 計画終了時まで		
捕獲等をしようとする区域・場所				
わな猟免許の有無	有・無	狩猟免状番号	交付年月日	交付した都道府県知事名
防除従事者講習会の受講状況		受講日	研修開催機関名	

生息状況（目撃情報など）	
被害時期	
被害内容	

- 備考 1 ※印の欄には記入しないでください。
 2 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付してください。
 3 わな猟免許を所持している場合は「狩猟免状番号」、「交付年月日」、「交付した都道府県知事名」欄を記入してください。
 また、同免許を所持していない場合には、防除従事者講習会の受講状況欄を記入してください。

- 添付書類 1 捕獲等をしようとする区域・場所を明らかにした図面
 2 運転免許証等本人確認ができるものの写し
 3 わな猟免許を有する者にあっては、狩猟免状の写し

第 号		注 意 事 項									
熊本県アライグマ防除実施計画に基づく 従 事 者 証 ○○市町村長 印		1 従事者証は、アライグマの捕獲等に際しては必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。 2 アライグマが捕獲された場合、直ちに「捕獲等記録」に記録するとともに、交付を受けた市町村へ報告すること。 3 従事者証の交付を受けた者は、捕獲等をする期間終了後30日以内に、○○市町村長に従事者証を返納しなければならない。									
住 所											
氏名											
生年月日											
目的	アライグマの捕獲										
捕獲等をする区域											
捕獲等をする期間											
捕獲の方法											
備 考											
捕獲等実績報告 <table border="1"> <tr> <td>捕獲等の場所</td> <td></td> <td>数量</td> <td></td> <td>備 考</td> </tr> </table>						捕獲等の場所		数量		備 考	
捕獲等の場所		数量		備 考							
(捕獲結果は、別途「捕獲等記録」に記載してください。)											

捕獲従事者台帳

登録番号	登録日	従事者氏名 (生年月日)	従事者住所	狩猟免許所持者のみ記入			講習会による登録		捕獲を行う地区
				番号	交付年月日	交付機関	講習日	開催地	

熊本県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマの捕獲等記録

捕獲従事者登録番号

捕獲従事者氏名

捕獲年月日	捕獲場所		経度緯度		備考（地目等）
No. 1 年 月 日					
	体重*	頭胴長*	性別*	成獣・幼獣*	処分日*
	kg	cm			
捕獲年月日	捕獲場所		経度緯度		備考（地目等）
No. 2 年 月 日					
	体重*	頭胴長*	性別*	成獣・幼獣*	処分日*
	kg	cm			
捕獲年月日	捕獲場所		経度緯度		備考（地目等）
No. 3 年 月 日					
	体重*	頭胴長*	性別*	成獣・幼獣*	処分日*
	kg	cm			

* 箇所は殺処分業者が記入

熊本県アライグマ防除実施計画に基づくわな標識

外来生物法に基づくアライグマ防除	
捕獲従事者氏名	(登録番号)
	(氏名)
	(捕獲従事者登録日)
住所	
連絡先	(電話)
捕獲期間	年 月 日から
	年 月 日まで

アライグマの目撃情報記録

市町村名						
担当課						
連絡先						
令和 年 月分						
日時	場所	周辺 環境	緯度経度	幼獣 成獣	頭数	状況、今後の対応など

写真帳			
①		②	
③		④	
⑤		⑥	

**危険！！
近寄らないで！！**



**アライグマの捕獲中につき、
ご協力をお願いします。**

○○○市△△△課 TEL×××-×××-×××

別紙 1

	市町村名	担当課
1	熊本市	環境政策課
2	八代市	水産林務課森林環境整備係
3	人吉市	農林整備課林務係
4	荒尾市	農林水産課農政係
5	水俣市	農林水産課林務水産土木室
6	玉名市	水産林務課
7	山鹿市	林業振興課林業振興係
8	菊池市	農林整備課
9	宇土市	農林政策課
10	上天草市	農林課耕地・林務係
11	宇城市	農政課
12	合志市	農政課農政班
13	美里町	森づくり推進課森づくり推進係
14	玉東町	産業振興課
15	和水町	農林振興課林務耕地係
16	長洲町	農林水産課
17	南関町	経済課
18	大津町	農政課農林係
19	菊陽町	農政課
20	南小国町	農林課
21	産山村	経済建設課
22	西原村	産業課
23	南阿蘇村	農政課林務整備係
24	御船町	農業振興課農林企画係
25	嘉島町	農政課農政係
26	益城町	産業振興課農政係
27	山都町	農林振興課 林政係
28	氷川町	農業振興課農産係
29	芦北町	農林水産課林務水産係
30	津奈木町	農林水産課農林水産班
31	錦町	農林振興課耕地林務係
32	多良木町	農林整備課林業振興係
33	湯前町	農林振興課
34	相良村	産業振興課林務係
35	山江村	産業振興課林政係
36	球磨村	産業振興課農林係
37	あさぎり町	農林振興課林務係